

浜名湖エデンの園重要事項説明書
 (特定施設入居者生活介護サービス)
 (介護予防特定施設入居者生活介護サービス)
 (東京都消費生活条例による表示)

		記入年月日	平成24年1月1日
記入者名	村井 康隆	所属・職名	浜名湖エデンの園・運営管理課長

1. 事業主体概要

事業主体の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先			
事業主体の名称	法人等の種類	なし	あり : 社会福祉協議会以外の社会福祉法人
	名称	しゃかいふくしほうじん せいれいふくしじぎょうだん 社会福祉法人 聖隷福祉事業団	
事業主体の主たる事務所の所在地	〒430-0906		
	静岡県浜松市中区住吉二丁目12番12号		
事業主体の連絡先	電話番号	053-413-3294	
	FAX番号	053-413-3375	
	ホームページ	なし	
	アドレス	あり : http://www.seirei.or.jp/eden/	
事業主体の代表者の氏名及び職名	氏名	山本 敏博	
	職名	理事長	
事業主体の設立年月日	昭和5年5月1日		

事業主体が当該都道府県内で実施する他の介護サービス				
介護サービスの種類		事務所の名称		所在地
<居宅サービス>				
訪問介護	あり	なし	聖隷ヘルパースセンター (他2カ所)	浜松市中区和合町555
訪問入浴介護	あり	なし		
訪問看護	あり	なし	訪問看護ステーション住吉 (他5カ所)	浜松市中区和合町555
訪問リハビリテーション	あり	なし		
居宅療養管理指導	あり	なし	聖隷三方原病院	浜松市北区三方原町3453
通所介護	あり	なし	聖隷デイサービスセンター 初生 (他7カ所)	浜松市北区初生町1095-1
通所リハビリテーション	あり	なし	三方原ベテリウム	浜松市北区細江町中川742 1-1
短期入所生活介護	あり	なし	浜北愛光園 (他3カ所)	浜松市浜北区高藪208-2
短期入所療養介護	あり	なし	三方原ベテリウム	浜松市北区細江町中川742 1-1
特定施設入居者生活介護	あり	なし		
福祉用具貸与	あり	なし	聖隷コミュニティセンター	浜松市中区高丘西1-17-23
特定福祉用具販売	あり	なし	聖隷コミュニティセンター (他3カ所)	浜松市中区高丘西1-17-23
<地域密着型サービス>				
夜間対応型訪問介護	あり	なし		
認知症対応型通所介護	あり	なし	いなさ愛光園デイサービスセンター (他1カ所)	浜松市北区引佐町東黒田 37-2
小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
認知症対応型共同生活介護	あり	なし	ほのぼのケアセンター	浜松市北区引佐町東黒田 37-2
地域密着型特定施設入居者生活介護	あり	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	あり	なし		
居宅介護支援	あり	なし	聖隷ケアプランセンター浜松 (他5カ所)	浜松市中区和合町555
<居宅介護型サービス>				
介護予防訪問介護	あり	なし	聖隷ヘルパースセンター (他2カ所)	浜松市中区和合町555
介護予防訪問入浴介護	あり	なし		
介護予防訪問看護	あり	なし	訪問看護ステーション住吉 (他4カ所)	浜松市中区和合町555
介護予防訪問リハビリテーション	あり	なし		
介護予防居宅療養管理指導	あり	なし		
介護予防通所介護	あり	なし	聖隷デイサービスセンター 初生 (他6カ所)	浜松市北区初生町1095-1
介護予防通所リハビリテーション	あり	なし	三方原ベテリウム	浜松市北区細江町中川 7421-1
介護予防短期入所生活介護	あり	なし	浜北愛光園 (他3カ所)	浜松市浜北区高藪208-2
介護予防短期入所療養介護	あり	なし	三方原ベテリウム	浜松市北区細江町中川 7421-1

介護予防特定施設入居者生活介護	あり	なし		
介護予防福祉用具貸与	あり	なし	聖隷コミュニティセンター	浜松市中区高丘西1-17-23
特定介護予防福祉用具販売	あり	なし	聖隷コミュニティセンター (他3カ所)	浜松市中区高丘西1-17-23
<地域密着型介護予防サービス>				
介護予防認知症対応型通所介護	あり	なし	いなさ愛光園デイサービスセンター (他1カ所)	浜松市北区引佐町東黒田37-2
介護予防小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	あり	なし	ほのぼのケアセンター	浜松市北区引佐町東黒田37-2
介護予防支援	あり	なし	地域包括支援センター 和合 (他2カ所)	浜松市中区和合町 555
<介護保健施設>				
介護老人福祉施設	あり	なし	和合愛光園 (他3カ所)	浜松市中区和合町555
介護老人保健施設	あり	なし	三方原ヘルホーム	浜松市北区細江町中川7421-1
介護療養型医療施設	あり	なし		

2. 施設概要

施設の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先	
施設の名称	(ふりがな) こうれいしやせわほーむ はまなこえでんのその 高齢者世話ホーム 浜名湖エデンの園
施設の所在地	〒431-1304 静岡県浜松市北区細江町中川7220-99
施設の連絡先	電話番号 053-439-1165
	FAX番号 053-439-1991
	ホームページアドレス なし あり: http://www.seirei.or.jp/eden/
施設の開設年月日	昭和48年5月1日
施設の管理者の氏名及び職名	氏名 白木 政幸 職名 園長
施設までの主な利用交通手段	
○JR「浜松駅」より12.7km ①タクシー利用の場合：所要時間約30分 ②バス利用の場合：所要時間約40分 駅前バスターミナル遠州鉄道バス「聖隷三方原病院経由・気賀三ヶ日行」 (15番乗り場)で「聖隷三方原病院」バス下車、徒歩約2分(160m)	
施設の類型及び表示事項	○施設の類型：介護付有料老人ホーム（一般型特定施設入居者生活介護） ○居住の権利形態：利用権方式 ○利用料の支払い方式：一時金方式 ○入居時の要件：入居時自立 ○介護保険：静岡県指定介護保険特定施設（一般型特定施設） 静岡県指定介護予防特定施設入居者生活介護 ○介護居室区分：全室個室 ○一般型特定施設である有料老人ホームの介護にかかわる職員体制： 2：1以上
介護保険事業所番号	・特定施設入居者生活介護事業所 静岡県指定第2278100124号 ・介護予防特定施設入居者生活介護事業所 静岡県指定第2278100124号

特定施設入居者生活介護の事業の開始年月日又は開始予定年月日、指定又は許可を受けた年月日
 (指定又は許可の更新を受けた場合にはその年月日) () 内は介護予防特定施設

事業の開始年月日	平成12年4月1日(平成18年4月1日)
指定の年月日	平成12年4月1日(平成18年4月1日)
指定の更新年月日	平成20年4月1日

3. 従業者に関する事項

職種別の従業者の人数及びその勤務形態

有料老人ホームの人数及びその勤務形態 (平成24年1月1日現在)						
実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算人数
	専従	非専従	専従	非専従		
施設長	1				1	1.0
生活相談員	2				2	2.0
看護職員	8	2	1		11	9.8 (内、自立者対応1.0名)
介護職員	39	2	15		56	51.7 (内、自立者対応3.0名)
機能訓練指導員	1	2			3	2.0
計画作成担当者	1	2			3	2.0
栄養士	3				3	3.0
調理員	12		27		39	21.5
事務員	11		2		13	11.9
その他従業者	3		3		6	5.6

1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数 37.5時間

※ 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業者の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいいます。

従業者である介護職員が有している資格 (平成24年1月1日現在)

延べ人数	常勤		非常勤	
	専従	非専従	専従	非専従
社会福祉士	8			
介護福祉士	25	2	9	
介護職員基礎研修				
訪問介護員1級				
2級	9		2	
3級				
介護支援専門員	4	2		

従業者である機能訓練指導員が有している資格 (平成24年1月1日現在)

延べ人数	常勤		非常勤	
	専従	非専従	専従	非専従
理学療法士				
作業療法士	1			
言語聴覚士				
看護師及び准看護師		2		
柔道整復士				
あん摩マッサージ指圧師				

夜勤を行う看護職員及び介護職員の人数	最少の人数(宿直の従事者を除いた人数)		5名(看護職員1名・介護職員4名)			
	平均時の人数(宿直者を含む)		5名 (17:30~翌8:30の時間帯)			
	※22:00~翌2:00の間は看護職員の休憩により介護職員のみとなります。 ※2:00~4:00の間は介護職員が2名ずつ1時間の休憩に入るため、看護職員1名と介護職員2名となります。					
特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者の人数及びその勤務形態 (平成24年1月1日現在)						
実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算人数
	専従	非専従	専従	非専従		
生活相談員	2				2	2.0
看護職員	8	2	1		11	8.8
介護職員	39	2	15		56	48.7
機能訓練指導員	1	2			3	2.0
計画作成担当者	1	2			3	2.0
その他従業者	3				3	0.9
1週間のうち、常勤の従事者が勤務すべき時間数					37.5時間	
※ 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業者の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいいます。						
従業者である介護職員が有している資格 (平成24年1月1日現在)						
延べ人数	常勤		非常勤			
	専従	非専従	専従	非専従		
社会福祉士	8					
介護福祉士	25	2	9			
介護職員基礎研修						
訪問介護員1級						
2級	9		2			
3級						
介護支援専門員	4	2				
従業者である機能訓練指導員が有している資格 (平成24年1月1日現在)						
延べ人数	常勤		非常勤			
	専従	非専従	専従	非専従		
理学療法士						
作業療法士	1					
言語聴覚士						
看護師及び准看護師		2				
柔道整復士						
あん摩マッサージ指圧師						
管理者の他の職務との兼務の有無					あり	なし
管理者が有している当該業務に係る資格等		なし	あり	資格等の名称		

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護職員及び介護職員の常勤換算方法による人数の割合（要介護者等の数に対する介護・看護職員の配置比） （平11厚令37第175条第2項・老企第25号参照）	61.8% (1.7:1)
--	------------------

従事者の当該介護サービスに係る業務に従事した経験年数等							(平成24年1月1日現在)	
	看護職員		介護職員		生活相談員		常勤	非常勤
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤		
前年度1年間の採用者数			5					
前年度1年間の退職者数			3	4				
業務に従事した経験年数	/		/		/		/	
1年未満の者の人数			5	2				
1年以上3年未満の者の人数			3					
3年以上5年未満の者の人数			8		2			
5年以上10年未満の者の人数	1		12	10				
10年以上の者の人数	9	1	13	3				
	機能訓練指導員			計画作成担当者				
	常勤		非常勤		常勤		非常勤	
前年度1年間の採用者数								
前年度1年間の退職者数								
業務に従事した経験年数	/		/		/		/	
1年未満の者の人数								
1年以上3年未満の者の人数								
3年以上5年未満の者の人数								
5年以上10年未満の者の人数					1			
10年以上の者の人数	3				2			
従業者の健康診断の実施状況					なし			あり

4. サービスの内容

施設の運営に関する方針		
運営方針：1. 入居者参画の運営を行い生活の質の向上を目指す 2. 社会の一員として地域社会と協議し連携を図る		
介護サービスの内容、利用定員等		
個別機能訓練の実施（介護報酬の加算）の有無	なし	あり
夜間看護体制加算（介護報酬の加算）の有無	なし	あり
医療機関連携加算（介護報酬の加算）の有無	なし	あり
人員配置が手厚い介護サービスの実施の有無	なし	あり
利用者の個別的な選択による介護サービスの実施状況	別添 2	
協力医療機関の名称	浜名湖エデンの園診療所（同一法人経営・同一建物内）	
（協力の内容） ・診療科目：内科 ・協力科目・内容：定期健康診断／年2回、健康相談／随時、健康指導／随時、他の医療機関への紹介 ※傷病により治療が必要な場合は医療保険が適用されます。その場合の一部自己負担金及び保険適用外のものについては入居者の負担となります。 ※入居者だけでなく地域住民も利用します。入居者が優先的に治療等を受けられるものではありません。		

協力歯科医療機関	なし	あり	金子デンタルクリニック（静岡県浜松市北区根洗町566） （施設からの距離約200m）
（協力の内容）			
・施設内訪問歯科診療 ※医療費その他の費用は入居者の自己負担となります。			
要介護時における居室の住み替えに関する事項			
要介護時に介護を行う場所			
・一般居室、介護居室、一時介護室（静養室）のいずれか。 ※園が契約に基づいて提供する介護に関するサービスを介護老人保健施設、病院、診療所又は特別養護老人ホーム等に委ねることはありません。 ・1年利用契約方式の場合：一時介護室（静養室）			
入居後に居室を住み替える場合			
一時介護室（静養室）へ移る場合			
判断基準・手続について			
（その内容）			
①判断基準			
1) 加齢による体力低下等により、生活家事一般の援助と身体的な介護が一時的に必要となった場合。			
2) 病気や怪我により、ご自分で一時的に生活家事一般を行なうことが困難になった場合。			
3) 医療機関からは退院したが、居室での生活に復帰するにはある程度の期間を要する場合。			
4) 介護居室への住み替えを決定するために、一定の観察期間を必要とする場合。			
5) 2人入居のうち、1人が加齢による体力低下或いは精神機能の低下等により、介護が日常的に必要となった場合。			
②手続き			
1) 利用については、原則として本人又は身元引受人等の同意を得た後に、「一時介護室（静養室）利用及び経過観察開始同意書」を提出していただきます。			
2) 「一時介護室（静養室）利用及び経過観察開始同意書」の提出後、ケア会議にて心身の状態や日常生活等について総合的に判断し、一時介護室（静養室）利用の適否を決定いたします。			
3) その後も一定期間の経過を見たうえで、ケア会議にて一時介護室（静養室）利用の適否を決定いたします。			
追加的費用の有無		なし	あり
居室利用権の取扱い			
（その内容）			
・一時介護室（静養室）は共用施設のため、住み替えの必要はなく、居室の利用権は継続。			
・一時介護室（静養室）は共用施設のため、利用料は不要。			
・一時介護室（静養室）の利用中、専用居室の管理費及び水光熱費等の基本料金が必要。			
入居一時金償却の調整の有無		なし	あり
従前の居室からの面積の増減の有無		なし	あり
従前居室との仕様の変更			
便所の変更の有無		なし	あり
浴室の変更の有無		なし	あり
洗面所の変更の有無		なし	あり
台所の有無		なし	あり

	その他の変更の有無	なし	あり
	(その内容) ・介護用ベッド、カーテン、照明器具、エアコン、部屋内床段差解消（バリアフリー）等の標準設備 ・生活リズムセンサーはなし（緊急連絡装置で対応）		
	介護居室へ移る場合		
	判断基準・手続について		
	(その内容) ①判断基準 1) 加齢による体力低下等により、生活家事一般の援助と身体的な介護が日常的に必要となった場合。 2) 精神の機能低下等により、生活家事一般の援助と身体的な介護を日常的に必要とする場合。（但し、精神科での専門的な入院治療を必要とする場合を除く） ※ 介護居室への住み替え後、心身の状況に応じて別の介護居室へ変更していただく必要がある場合はケア会議で検討し、本人及び身元引受人等の同意を得ます。 ②手続き 1) 園の指定する医師の意見を聞きます。 2) 一定の観察期間を設けます。 3) 変更先の場所の概要、介護に関するサービスの内容、費用負担等について本人及び身元引受人等に説明を行います。 4) 利用については、原則として本人又は身元引受人等の同意を得た後に、「介護居室住み替え申請書」を提出していただきます。 5) 「介護居室住み替え申請書」の提出後、ケア会議にて心身の状態や日常生活等について総合的に判断し、介護居室利用の適否を決定いたします。		
	追加的費用の有無	なし	あり
	居室利用権の取扱い		
	(その内容) ・居室の利用権は介護居室へ移転。 ・住み替え先の介護居室との比較で、入居一時金の差額返還金が発生する場合があります。 ・入居契約後満10年経過後の場合の返還はなし。 ・住み替えにあたっての追加金徴収はなし。 ・1年利用契約方式の場合、介護居室への住み替えはなし。		
	入居一時金償却の調整の有無	なし	あり
	従前の居室からの面積の増減の有無	なし	あり
	従前居室との仕様の変更		
	便所の変更の有無	なし	あり
	浴室の変更の有無	なし	あり
	洗面所の変更の有無	なし	あり
	台所の有無	なし	あり
	その他の変更の有無	なし	あり
	(その内容) ・介護用ベッド、カーテン、照明器具、エアコン、部屋内床段差解消（バリアフリー）等の標準設備 ・生活リズムセンサーはなし（緊急連絡装置で対応）		

その他		なし	あり
判断基準・手続について			
(その内容)			
追加的費用の有無		なし	あり
居室利用権の取扱い			
(その内容)			
入居一時金償却の調整の有無		なし	あり
従前の居室からの面積の増減の有無		なし	あり
従前居室との仕様の変更			
便所の変更の有無		なし	あり
浴室の変更の有無		なし	あり
洗面所の変更の有無		なし	あり
台所の有無		なし	あり
その他の変更の有無		なし	あり
(その内容)			
施設の入居に関する要件			
自立している者を対象		なし	あり
要支援の者を対象		なし	あり
要介護の者を対象		なし	あり
留意事項			
入居者の条件	<p>①1人入居の場合：入居契約時の年齢が満60歳以上。</p> <p>②2人入居の場合：</p> <p>1) 夫婦で入居される場合、どちらかの入居契約時の年齢が満60歳以上で、もう一方が満50歳以上。</p> <p>2) 夫婦でない場合、続柄が3親等以内の血族又は1親等の姻族で、2人とも入居契約時の年齢が満60歳以上。(3人以上の入居契約は不可)</p> <p>③入居契約時自立：身のまわりの事(食事、排泄、入浴、清掃、洗濯、買物等)が自分でできること。</p> <p>④身元引受人をたてられること。(身元引受人は親族を原則とする)</p> <p>※身元引受人をたてられない場合は任意後見制度の利用による入居についてご相談ください。</p>		
入居申込金・支払方法	<p>・入居申込金として、申込み時に10万円を入金。原則として申込みより1ヶ月以内に契約締結とする。</p> <p>※申込金は、ご契約の際、入居一時金に充当しますので、ご契約締結日を含め10日以内(休日の場合は翌営業日)に、申込金(10万円)を差し引いた残金を銀行振込みにてお支払いいただきます。</p>		
入居前解約の場合の違約金	<p>・申込み取り消しの場合、理由の如何を問わず申込金(10万円)の返却はありません。</p>		
身元引受人の条件、義務等	<p>①身元引受人は、本契約上の債務の連帯保証人であるとともに、園が管理規程に定めるところに従い、園と協議し、必要なときは入居者の身柄を引き取る。</p> <p>②園は、入居者の生活において必要な場合には、身元引受人への連絡・協議等に努める。</p> <p>③園は、入居者が要介護状態等にある場合には、入居者の生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況等を必要に応じて身元引受人に連絡する。</p> <p>④身元引受人は入居者が死亡した場合の遺体及び遺留金品の引き受けを行う。</p>		

契約当事者の追加	<ul style="list-style-type: none"> ・1入居契約につき1回限り契約当事者の追加を行うことができる。 ・追加契約の条件は以下の通り。 * 標準入居一時金方式 <ul style="list-style-type: none"> ①前記入居契約者の条件を満たすこと。 ②追加入居契約時において、追加入居契約者の年齢が入居契約時の入居制限年齢に、当初契約者の入居契約後経過した年数を加えた年齢以上であること。 ③追加入居契約は、当初契約者の入居契約後10年以内に限る。
契約の解除の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の場合、90日の予告期間において、当事業団よりご入居者に対して入居契約を解除できる。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき 2) 管理費その他の費用の支払いを正当な理由なく、しばしば遅滞するとき 3) 契約書・管理規程(ご利用のしおり)に定める規定に違反したとき 4) 入居者の行動が、他の入居者の生命及び財産に危害を及ぼす恐れがあり、かつ入居者に対する通常の介護方法及び接遇方法ではこれを防止することができないとき
入居者からの解約	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者は、園の定める解約届を園に提出し、30日以上前に予告することにより本契約を解約できる。 ・入居者が解約届を提出しないで居室を退去した場合には、園が入居者の退去の事実を知った日の翌日から起算して30日目をもって、本契約は解約されたものとします。
体験入居の内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 日程：原則、平日の宿泊で、期間は1泊2日 ② 費用：宿泊・1泊1名 4,200円 (税込価格) 食事・朝525円・昼630円・夕945円 (税込価格) <p>※入居のお申込みの前に、体験入居をお勧めしています。</p>
入居定員	408室 定員519名
その他	
90日以内の契約終了	<ul style="list-style-type: none"> ・退去時返還金算出基準日から90日以内に解約の申し出があった場合及び死亡による契約終了の場合は、入居契約書第48条に基づき受領済み入居一時金・特別介護金・健康管理金及び月額利用料等の全額を返還します。但し、入居期間に係る入居一時金・特別介護金・健康管理金の日割り分及び管理費・食費・その他生活サービスに係る費用の実費(日割り額)及び原状回復費等を除きます。 ・入居一時金等については、以下の計算式により返還金を算出します。 ・入居者が2名の場合でそのうち1名が90日以内に死亡又は退去した場合は、先に2人目の一時金(入居一時金・特別介護金・健康管理金)を精算する。
返還金 (入居一時金方式)	$\text{返還金} = \text{入居一時金} \times \left(\frac{3650 \text{日} - \text{居室明け渡し日までの日数}}{3650 \text{日}} \right)$ <p>(千円未満切上)</p> <p>◎特別介護金及び健康管理金についても、同様の計算方式にて算出。 ※特別介護金及び健康管理金は消費税相当額を含めた総額で計算。</p>
返還金 (1年利用契約方式)	$\text{返還金} = \text{入居一時金} \times \left(\frac{365 \text{日} - \text{居室明け渡し日までの日数}}{365 \text{日}} \right)$ <p>(千円未満切上)</p> <p>◎特別介護金及び健康管理金についても、同様の計算方式にて算出。 ※特別介護金及び健康管理金は消費税相当額を含めた総額で計算。</p>
消費税	<ul style="list-style-type: none"> ・この重要事項説明書に記載している価格は、消費税相当額を含めて記載。 ・入居一時金及び介護保険サービス費用の割(利用料金)は非課税。

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護の利用について						
利用契約の締結	<ul style="list-style-type: none"> 入居者が介護保険法令等に定める特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護サービスを受けるにいたった場合には、入居契約とは別に定める特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護利用契約を締結する。 					
事業者からの契約の解除	<ul style="list-style-type: none"> 以下の場合、事業者は特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護利用契約を解除できるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ①入居者の行動が他の入居者の生命及び財産に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常の介護方法ではこれを防止することができず、利用契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合。 ②利用契約に基づくサービス利用料金の支払いにつき、入居者がしばしば遅滞し、その支払いがない場合など、利用契約における事業者と入居者の信頼関係を著しく害するものであると判断した場合。 					
入居者の状況						
入居者の人数（報告に関する計画の基準日の前月末日）（平成23年12月末日現在）						
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
65歳未満						
65歳以上75歳未満					1	1
75歳以上85歳未満	7	1	1	2	1	12
85歳以上	17	6	8	14	15	60
	自立	要支援1	要支援2	経過的要介護		合計
65歳未満	3					3
65歳以上75歳未満	41	1				42
75歳以上85歳未満	167	3	3			173
85歳以上	98	7	9			114
入居者の平均年齢	83.3歳					
入居者の男女別人数	男性	104名		女性	301名	
入居率（一時的に不在となっている者を含む。）					定員519名に対し 78.034%	
前年度の有料老人ホームを退去した者の人数（平成22年度）						
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
自宅等						
社会福祉施設						
医療機関						
死亡者	2	4	4	1	2	13
その他						
	自立	要支援1	要支援2			合計
自宅等						
社会福祉施設						
医療機関						
死亡者	6		1			7
その他						
入居者の入居期間（平成23年12月末日現在）						
入居期間	6ヶ月未満	6ヶ月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上
入居者数	13	15	85	77	51	164

施設、設備等の状況						
建物の構造	建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物				なし	あり
	建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物				なし	あり
居室の状況	区分			室数	人数	1の居室の床面積
	一般居室個室 (夫婦等居室含む)	あり	なし	352	460	最多36.0㎡ (30.78~72.0㎡)
	一般居室相部屋	あり	なし			㎡
	介護居室個室 (夫婦等居室含む)	あり	なし	56	59	最多26.79㎡ (17.5~43.2㎡)
	介護居室相部屋	あり	なし			㎡
	一時介護室	あり	なし	4 3 2	8 3 2	48.0㎡ 13.32㎡ 24.69㎡
共同便所の設置数	9	うち男女別の対応が可能な数			8	
		うち車椅子等の対応が可能な数			6	
個室の便所の設置数	408	個室における便所の設置割合			100%	
		うち車椅子等の対応が可能な数			56	
浴室の設備状況	浴室の数	個浴	大浴室	特殊浴槽	リフト浴	
		352(一般居室全戸) (一部シャワー設備のみ のタイプ有)	4 (男女別各2)	6 (介護浴室) (個5・大1)	2 (介護浴室) 他に機械浴1	
その他、浴室の設備に関する事項・大浴場(2カ所) : 1号館1階・4号館2階 ・介護浴室(4カ所) : 4号館1階・6号館1階・2階・3階						
食堂の設備状況	食堂(1ヶ所) : 1号館1階(面積518.3㎡)					
入居者等が調理を行う設備状況(介護居室を除く各居室に設置)				なし	あり	
その他、共用施設の設備状況						
なし	あり	(その内容)・応接室(2箇所)・銀行コーナー・ラウンジ・多目的ホール・多目的ルーム・健康管理室・ミーティングルーム・談話室・ホビールーム・クラブ室(3箇所)・図書室・駐車場・駐輪場・菜園・トランクルーム・デイケアルーム(機能訓練にも使用)・ゲストルーム・喫茶コーナー他※下線部の施設利用は別途費用が必要				
バリアフリーの対応状況						
(その内容)廊下・共用施設に手すり設置。車椅子での移動可能(一部居室を除く)						
緊急通報装置の設置状況		なし	一部あり	各居室内にあり		
① 一般居室には緊急連絡装置(室内・浴室・トイレ)及び生活リズムセンサー(玄関錠等)を設置。介護居室には緊急連絡装置を設置。 ② 大浴場・共用トイレに緊急連絡装置を設置。 ③ エレベーター内にインターホンを設置。 ④ 夜間は看護・介護スタッフにて対応。 ⑤ 食堂にて喫食状況を確認。						
外線電話回線の設置状況		なし	一部あり	各居室内にあり		
テレビ回線の設置状況		なし	一部あり	各居室内にあり		
施設の敷地に関する事項						
敷地の面積				16,994.86㎡		
事業所を運営する法人が所有		なし	一部あり	あり		
抵当権の設定			なし	あり		
賃貸(借地)						
なし	あり	契約期間	始	終		
契約の自動更新				なし	あり	

施設の建物に関する事項									
建物の延床面積					27,183.91㎡				
① 1号館 開設 昭和48年5月 鉄筋コンクリート造 7階建 (耐火) ② 2号館 開設 昭和51年1月 鉄筋コンクリート造 7階建 (耐火) ③ 3号館 開設 昭和58年3月 鉄筋コンクリート造 5階建 (耐火) ④ 4号館 開設 平成3年11月 鉄骨鉄筋コンクリート造 7階建 (耐火) ⑤ 5号館 開設 平成3年11月 鉄筋コンクリート造 6階建 (耐火) ⑥ 6号館 開設 平成11年11月 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 4階建 (耐火)									
事業所を運営する法人が所有			なし		一部あり		あり		
抵当権の設定			なし		あり			あり	
貸借 (借家)									
なし			あり		契約期間		始	終	
					契約の自動更新			なし	あり
利用者から苦情に対応する窓口等の状況									
事業主体や施設に設置している利用者からの苦情に対応する窓口									
窓口の名称 電話番号		・園担当者 生活サービス課長 袴田 直樹 Tel053-439-1165 ・法人本部高齢者公益事業部 Tel053-413-3294 ※苦情の申し立てがなされた場合、園はこれに対して適切に対応するものとし、入居者にこれを理由とした不利益な取扱いを行いません。							
対応している時間		平日	9:00~17:00	土曜	-	日曜・祝日	-		
定休日等		年末年始 (12/29~1/3)							
上記以外の利用者からの苦情に対応する窓口等									
窓口の名称 電話番号		・社団法人全国有料老人ホーム協会の窓口 苦情処理委員会 Tel03-3548-1077							
対応している時間		平日	10:00~16:00	土曜	-	日曜・祝日	-		
定休日等		年末年始 (12/29~1/3)							
公的機関の窓口の 名称・電話番号		・有料老人ホーム事業についての窓口： 浜松市社会福祉部高齢者福祉課 Tel053-457-2789 ・介護保険のサービスの質や内容についての窓口： 浜松市社会福祉部介護保険課 Tel053-457-2374 静岡県国民健康保険団体連合会 Tel054-253-5590							
サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応									
損害賠償責任保険の加入状況									
なし		あり		(その内容) ・「個人情報漏えい保険」、「介護保険・社会福祉事業者総合保険」					
その他、介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関すること									
なし		あり		(その内容)					
サービスの提供内容に関する特色等									
・介護に関するサービスの提供内容について、別添の「介護に関するサービス一覧表」に基づき、在宅介護サービスにおけるサービス担当者会に相当するケア担当者会議において検討し、ケア会議で決定すること。									
利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等									
利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況									
なし		あり		実施した年月日			平成22年9月		
				当該結果の開示状況			なし	あり (入居者全体会で紹介)	

第三者による評価の実施状況			
なし	あり	実施した年月日	平成 22 年 11 月 12 日
		実施した評価機関の名称	社団法人全国有料老人ホーム協会
		当該結果の開示状況	なし

5. 利用料金 (※消費税相当額を含めた総額表示をしています)

年齢により一時金の料金が異なる場合	なし	あり	
一時金に関する費用			
①居室に要する一時金 (一般居室や介護居室、共用部分の利用のための家賃相当額に充当されるもの)	なし	あり	
名称	入居一時金		
入居一時金方式	最低の額	最高の額	最多価格帯
1人の入居の場合	1,400万円	4,150万円	2,260万円 90戸
2人の入居の場合	2,400万円	5,150万円	3,260万円 90戸
1年利用契約方式	最低の額	最高の額	最多価格帯
1人の入居の場合	145.6万円	431.6万円	235.04万円 90戸
2人の入居の場合	249.6万円	535.6万円	339.04万円 90戸
一時金の償却に関する事項			
償却開始	入居をした月	なし	あり
	上記以外	(その内容)	
初期償却率 (%)	15% (返還しない)		
償却年月数	120ヶ月 (1年利用契約方式の場合は12ヶ月)		
解約時返還金の算定方法	<p><入居一時金方式の算定基準></p> <p>①1人目入居一時金： (千円未満切上)</p> $\text{入居一時金} \times 0.85 \times \frac{120\text{ヶ月} - \text{入居月数}}{120\text{ヶ月}}$ <p>②2人目入居一時金： (千円未満切上)</p> $1,000\text{万円} \times 0.85 \times \frac{120\text{ヶ月} - \text{入居月数}}{120\text{ヶ月}}$ <p>③追加入居一時金：2人目入居一時金と同じ。</p> <p>※上記のいずれの方式でも、所定の入居償却年月数を経過した場合、返還金はなくなりますが、入居一時金の追加ありません。</p> <p>※入居月数とは、退去時返還金算出基準日が属する月から居室の明け渡し日が属する月までの月数です。</p> <p>・入居一時金の算定根拠： 地代(土地取得費)、建設費、修繕費、借入利息、募集経費、管理事務費等を基礎とし、平均余命等を勘案した想定居住期間等にかかる家賃相当額。</p> <p><1年利用契約方式></p> <p>①1人目入居一時金： (千円未満切上)</p> $\text{入居一時金} \times \frac{12\text{ヶ月} - \text{入居月数}}{12\text{ヶ月}}$ <p>②2人目入居一時金： (千円未満切上)</p> $104\text{万円} \times \frac{12\text{ヶ月} - \text{入居月数}}{12\text{ヶ月}}$ <p>※入居月数とは、退去時返還金算出基準日が属する月から居室の明け渡し日が属する月までの月数です。契約期間満了日が月の末日でない場合は、その月は除きます。</p>		

		・入居一時金の算定根拠： 地代(土地取得費)、建設費、修繕費、借入利息、募集経費、 管理事務費等を基礎とした家賃相当額	
保全措置の実施状況	なし	あり	(その内容) ・社団法人全国有料老人ホーム協会の入居者基金に加入。 ※同基金は、事業者と入居者との契約に基づき事業者が入居者1人あたり20万円(入居契約時80歳以上の入居者は13万円)を拠出することにより、事業主体が万一倒産等に至り、入居者の全てが退去せざるを得なくなり、かつ入居者から入居契約が解除された場合に、入居者1人あたり500万円が支払われる制度です。基金拠出金(掛金)の別途徴収は行いません。 ※500万円は前払い金総額に対する保証額です。
②利用者の選定による介護サービス利用料 (人員配置が手厚い場合の介護サービス)		なし	あり
(「あり」の場合、その内容及び利用料) ・特別介護金：420.0万円(税込価格)／1人 (1年利用契約方式の場合は436,800円(税込価格)／1人) ・要介護者等の人員過配置サービス費			
「あり」の場合、介護保険給付及び利用者負担分による収入によって賄えない額に充当するものとしての合理的な積算根拠		なし	あり
名称	特別介護金		
一時金の償却に関する事項			
償却開始	入居をした月	なし	あり
	サービス提供を開始した月	なし	あり
	上記以外	(その内容)	
初期償却率(%)	15%(返還しない)		
償却年月数	120ヶ月 (1年利用契約方式の場合は12ヶ月)		
解約時返還金の算定方法	・特別介護金の算定根拠 人員を基準以上に配置して提供する介護予防サービス及び介護サービスのうち、介護保険給付(利用者負担分を含む)による収入でカバーできない額に充当するもので合理的な積算根拠に基づくもの。		
保全措置の実施状況	なし	あり	(その内容) ・社団法人全国有料老人ホーム協会の入居者基金制度に加入(入居一時金の保全措置の実施状況と同じ) ※500万円は前払い金総額に対する保証額です。
③利用者の個別的な選択による介護サービス利用料		なし	あり
(「あり」の場合、その内容及び利用料)			
名称			
一時金の償却に関する事項			
償却開始	入居をした月	なし	あり
	サービス提供を開始した月	なし	あり
	上記以外	(その内容)	
初期償却率(%)			
償却年月数			
解約時返還金の算定方法			
保全措置の実施状況			
なし	あり	(「あり」の場合、その内容)	

	初期償却率 (%)		
	償却年月数		
	解約時返還金の算定方法		
	保全措置の実施状況		
	なし	あり	(「あり」の場合、その内容)
④その他に要する一時金		なし	あり
(「あり」の場合、その内容及び利用料) ・健康管理金63万円(税込価格) / 1人 (1年利用契約方式の場合は65,520円(税込価格) / 1人)			
名称	健康管理金		
解約時返還金の算定方法	・入居一時金の計算式に準じて計算。(千円未満切上) ※健康管理金については、消費税相当額を含めた総額で返還金額を計算します。 ・健康管理金の算定根拠: 健康診断料等の健康管理のための費用として、合理的な積算根拠に基づくもの		
保全措置の実施状況			
	なし	あり	(「あり」の場合、その内容) ・社団法人全国有料老人ホーム協会の入居者基金制度に加入。 (入居一時金の保全措置の実施状況と同じ) ※500万円は前払い金総額に対する保証額です。
一時金に対する留意事項等			
	なし	あり	(「あり」の場合、その内容)
介護保険給付以外のサービスに要する費用			
月額の場合の利用料の額			
管理費	なし	あり	・1人入居の場合: 63,000円 ・2人入居の場合: 101,850円
(「あり」の場合、その用途) ①園の運営のための人件費 ②特定施設(介護予防特定施設)利用契約者以外の方への生活支援サービス提供のための人件費 ③入居者の健康管理体制を維持するための費用 ④健康管理サービス費用 ⑤施設の維持管理のための費用 ⑥共用施設の水光熱費・冷暖房費 ⑦その他園の管理運営に要する費用			
食費	なし	あり	・1人入居の場合: 53,550円 ・2人入居の場合: 107,100円
(「あり」の場合、その内容) ・上記金額は1日3食30日の場合です。各料金は、朝420円・昼525円・夕840円。 ※料金は、喫食数に応じて請求します。 ※行事食等の特別食は、メニューにより料金が異なります。			
光熱費	水道料 (全館一律)	なし	あり ・1人入居の場合: 1,207円 ・2人入居の場合: 1,785円 (園より請求)
	給湯料 (全館一律)	なし	あり ・1人入居の場合: 840円 ・2人入居の場合: 1,260円 (園より請求)
	電話料	なし	あり ・基本料金630円に使用料(度数計により計算)を加算(園より請求)
	電気料	なし	あり ① 1号館~3号館及び6号館3階の居室: 基本料金と使用料は中部電力の料金と同様の方法で計算。(園が検針し、園より請求) ② 4号館~5号館及び6号館1階・2階の居室: 中部電力との個人契約・直接払い

暖房料	なし	あり	<ul style="list-style-type: none"> 原則11月～3月の暖房供給設備運転期間中の費用 料金は居室タイプ別で、次表のとおり。 ※1号館8階と2号館8階の居室は建物及び設備上の問題から暖房料は半額になります。 					
定額方式	タイプ	月額	タイプ	月額	タイプ	月額	タイプ	月額
	A	7,875円	D 4	5,775円	H 2	10,605円	J 3	8,820円
	B	6,615円	E	9,135円	H 3	10,605円	J 4	8,820円
	C	6,825円	F 1	6,300円	I	7,350円	K 1	10,080円
	D 1	3,255円	F 2	6,930円	I W	11,760円	K 2	10,080円
	D 2	3,255円	G	7,035円	J 1	8,925円		
D 3	5,775円	H 1	9,975円	J 2	8,820円			
※6号館の介護居室O～Uタイプ、4号館のL1タイプには、各居室にエアコンが設置されており、電気料に含まれます。								
長期不在時等の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 入居開始可能日以後に入居していない場合や長期不在等の場合でも、管理費、水道料、給湯料及び電話料、電気料（1号館～3号館及び6号館3階）の基本料金並びに暖房供給設備運転期間中（11月～3月）の暖房料（6号館の介護居室O～Uタイプ、4号館L1タイプを除く）が必要。 							
利用者の個別的な選択による介護サービス利用料								
人員配置が手厚い場合の介護サービス ※15頁「利用者の選定による介護サービス利用料」（人員配置が手厚い場合の介護サービス）の項を参照ください。							なし	あり
（「あり」の場合、その内容及び利用料）								
「あり」の場合、介護保険給付及び利用者負担分による収入によって賄えない額に充当するものとしての合理的な積算根拠							なし	あり
個別的な選択による介護サービス							なし	あり
（「あり」の場合、その内容及び利用料）								
家賃相当額	なし	あり	入居一時金に含まれるため不要です					
その他に必要な月額利用料							なし	あり
（「あり」の場合、その内容及び利用料）								
駐車場使用料	利用者は2,100円（1台）							
菜園	利用者は165円（1区画）							
トランクルーム	利用者は735円（1個）							
* 要介護者等の場合、介護保険給付の自己負担額が必要。								
区分	介護給付費の単位	30日分の目安	自己負担額の目安					
要支援1	215単位/日	64,500円	6,450円/月					
要支援2	481単位/日	144,300円	14,430円/月					
要介護1	593単位/日	177,900円	17,790円/月					
要介護2	663単位/日	198,900円	19,890円/月					
要介護3	733単位/日	219,900円	21,990円/月					
要介護4	802単位/日	240,600円	24,060円/月					
要介護5	873単位/日	261,900円	26,190円/月					
<ul style="list-style-type: none"> 1単位=10円、1ヶ月30日で計算。 要支援の方と要介護の方ともに個別機能訓練加算を適用。 要介護の方には、更に夜間看護体制加算を適用。 医療機関連携加算として、看護職員が利用者ごとに健康状態を継続的に記録するとともに、当該利用者の同意を得て、協力医療機関または当該利用者の主治医に対して、看護職員が当該利用者の健康の状況について月に1回以上情報を提供した場合は、介護給付費として80単位/月、自己負担額の目安として80円/月を加算。 介護保険法令等の変更があった場合には、当該利用料を変更することがある。 								

その他、一時金及び上記利用料以外に必要な利用料	なし	あり
（「あり」の場合、その内容及び利用料）		
ゲストルーム 利用料	<ul style="list-style-type: none"> ・大人（中学生以上） 1泊1名 4,200円 ・小学生 1泊1名 3,150円 ・延長料金 10時～12時 1,050円 12時～14時 1,050円 ・日中利用料金 10時～14時 2,100円 ・延長料金、日中利用料金は1名（小学生以上）の料金。 ・未就学児童のゲストルーム利用は無料。 	
来客食	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者以外の外部利用者の価格：朝525円、昼630円、夕945円 ※アラカルトメニュー（昼食時）についてはメニュー価格を負担いただきます。 	
入居者の希望による 生活利便サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・有償家事サービス料 1時間（スタッフ2名では30分） 1,575円 ※介護に関するサービスの対象とならない方の個人的な希望により実施するサービスです。（居室清掃を中心とした家事援助） 	
（その都度費用が必要になるサービス）	<ul style="list-style-type: none"> ・コピー料金 白黒（B5～A3サイズ） 10円／1枚 カラー（B5～B4サイズ） 50円／1枚 カラー（A3サイズ） 70円／1枚 ・FAX料金 発信（国際はフロント確認）国内 20円／1枚 着信 10円／1枚 ・テプラの作成 10円／1枚 ・有償利便サービス 1,050円／1回 （30分以上1時間未満。ただし、1時間を超えた場合は、30分毎に上記金額の1/2を加算） ※介護に関するサービスの対象とならない方の個人的な希望により実施するサービスです。 ・入居者証再発行料 525円／1枚 ・貸し布団 525円／1泊（1セット） ・貸し寝巻き 210円／1着 ・食堂での飲み物代（夕食時） 実費 ・喫茶料金 ※委託業者によるサービスです。 実費 ・粗大ゴミ処理（業者処理） 実費 ・居室玄関の鍵交換 実費 ・オムツ代使用証明書の発行手数料 315円／1件 	
要介護者等の個別的な 選択によりその都度 費用が必要になる 介護サービス利用料	<ul style="list-style-type: none"> (1) 個人の希望による外出介助 月に1回1時間を超えた分について 30分毎に500円 （交通費は実費自己負担） (2) おむつ、消耗品等は実費負担 	
医療機関搬送に関する 利用料	<ul style="list-style-type: none"> (1) 近隣の医療機関（介護保険認定者と急病時の入居者以外の入居者） 搬送料金 片道 250円／1回 往復 500円／1回 職員付き添い料 1,000円／1回（30分以上1時間以内） 1時間を超えた分について 30分毎に500円加算 (2) 近隣の医療機関以外（協力医療機関・指定医療機関及び近隣の医療機関では治療及び検査ができないと医師が判断した入居者を対象） 搬送料金 実費（タクシー代等） 職員付き添い料 1,000円／1回（30分以上1時間以内） 1時間を超えた分について 30分毎に500円加算 ※近隣の医療機関とは、園の近隣の①小堀整形外科クリニック、②上野眼科、③なるみやハートクリニック、④びあくクリニック、⑤種部整形外科医院、⑥かねこクリニック、⑦クリニックミズソフィア、⑧寺田クリニック、⑨石田耳鼻咽喉科医院、⑩金子デンタルクリニック ⑪ながえ前立腺ケアクリニック をいいます。 ※協力医療機関は「浜名湖エデンの園診療所」です。 ※指定医療機関は「聖隷三方原病院」です。 	

		※指定医療機関とは、園が受診付添い、入退院時の送迎・手続、入院中の訪問や洗濯などのサービスを提供すると定めている医療機関です。 ※要介護者等以外の入居者にも適用されます。
	園行事・レクリエーション・文化教養活動	必要に応じて実費自己負担。
	その他	・フロントでの消耗品・切手等の購入や、理美容にはその都度費用が必要。
	改定ルール	・園が定める月払いの利用料及び都度払い費用の金額は人件費及び施設の維持・運営経費等を勘案し、運営委員会及び入居者全体会で意見を聞いた上で、改定を行う。

添付書類：「介護サービスの一覧表」、「介護に関するサービス一覧表」

以上のとおり、当重要事項説明書により説明を受けました。

説明年月日 平成 年 月 日

説明を受けた者 署名 _____

説明者 署名 _____

介 護 サ ー ビ ス 等 の 一 覧 表

	特定施設入居者生活介護費で、実施するサービス		特定施設入居者生活介護費、各種一時金、月額の利用料等で、実施するサービス		別途利用料を徴収した上で、実施するサービス		備考	
介護サービス								
食事介助	なし	あり	なし	あり	なし	あり	詳細は別添2・①③「介護に関するサービス一覧表」を参照ください	
排泄介助・おむつ交換	なし	あり	なし	あり	なし	あり		
おむつ代	なし	あり	なし	あり	なし	あり		
入浴（一般浴）介助・清拭	なし	あり	なし	あり	なし	あり		
特浴介助	なし	あり	なし	あり	なし	あり		
身辺介助（移動・着替え等）	なし	あり	なし	あり	なし	あり		
機能訓練	なし	あり	なし	あり	なし	あり		
通院介助（協力医療機関・指定医療機関）	なし	あり	なし	あり	なし	あり		
通院介助（協力医療機関・指定医療機関以外）	なし	あり	なし	あり	なし	あり		
生活サービス								
居室清掃	なし	あり	なし	あり	なし	あり		
リネン交換	なし	あり	なし	あり	なし	あり		
日常の洗濯	なし	あり	なし	あり	なし	あり		
居室配膳・下膳	なし	あり	なし	あり	なし	あり		
入居者の嗜好に応じた特別な食事	なし	あり	なし	あり	なし	あり		
おやつ	なし	あり	なし	あり	なし	あり		
理美容師による理美容サービス	なし	あり	なし	あり	なし	あり		
買い物代行（通常の利用区域）	なし	あり	なし	あり	なし	あり		
買い物代行（上記以外の区域）	なし	あり	なし	あり	なし	あり		
役所手続き代行	なし	あり	なし	あり	なし	あり		
金銭・貯金管理	なし	あり	なし	あり	なし	あり		
健康管理サービス								
定期健康診断	なし	あり	なし	あり	なし	あり		
健康相談	なし	あり	なし	あり	なし	あり		
生活指導・栄養指導	なし	あり	なし	あり	なし	あり		
服薬支援	なし	あり	なし	あり	なし	あり		
生活リズムの記録（排便・睡眠等）	なし	あり	なし	あり	なし	あり		
入退院時・入院中のサービス								
移送サービス	なし	あり	なし	あり	なし	あり		
入退院時の同行（協力医療機関・指定医療機関）	なし	あり	なし	あり	なし	あり		
入退院時の同行（協力医療機関・指定医療機関以外）	なし	あり	なし	あり	なし	あり		
入院中の洗濯物交換・買い物	なし	あり	なし	あり	なし	あり		
入院中の見舞い訪問	なし	あり	なし	あり	なし	あり		

